

現行 積算要領(R4.5)	改訂後 積算要領(R5.10)	備考
<p style="text-align: center;">水道請負工事費積算要領</p> <p style="text-align: right;">令和 4 年 5 月改訂</p> <p>この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>別表第一及び別表第二は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。</p> <p><u>※1 本要領は市単独事業に適用されるものであり、厚生労働省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること。(適用年度は別途公表)</u></p> <p><u>※2 現場環境改善費を適用する場合は令和3年度水道事業実務必携を参照すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">水道請負工事費積算要領</p> <p style="text-align: right;">令和 5-4年 10-5月改定</p> <p>この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定める ものであることにより、 請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>別表第一～及び別表第三三は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。</p> <p>※1 本要領は市単独事業に適用されるものであり、厚生労働省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること(適用年度は別途公表)。</p> <p>※2 現場環境改善費を適用する場合は令和 5-3年度水道事業実務必携を参照すること。</p>	<p>文言修正</p>

新旧比較表

現行 積算要領(R4.5)	改訂後 積算要領(R5.10)	備考																										
<p>〔別表第一〕</p> <p>第1表 工種区分の工事内容</p> <table border="1" data-bbox="216 493 1210 896"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th colspan="2">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水道工事</td> <td>(1)</td> <td>水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td colspan="2">水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。 備考2：水管橋で橋梁添架工事のみの場合は、河川道路構造物工事を適用する。</p> <div data-bbox="231 980 1193 1058" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>2種以上の工種からなる工事については、「土木工事積算要領及び資料」の土木請負工事費積算要領（6. 間接工事費）により工種を選定すること。</p> </div>	工種区分	工 種 内 容		水道工事	(1)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事	(2)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事	(4)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事	構造物工事（浄水場等）	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事		<p>1 間接工事費・一般管理費等</p> <p>〔別表第一〕</p> <p>第1表 工種区分の工事内容</p> <table border="1" data-bbox="1442 489 2549 976"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th colspan="2">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水道工事</td> <td>(1)</td> <td>水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td colspan="2">水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。 備考2：水管橋で橋梁添架工事のみの場合は、河川道路構造物工事を適用する。</p> <div data-bbox="1516 1098 2478 1176" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>2種以上の工種からなる工事については、「土木工事積算要領及び資料」の土木請負工事費積算要領（6. 間接工事費）により工種を選定すること。</p> </div>	工種区分	工種内容		水道工事	(1)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事	(2)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事	(4)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事	構造物工事（浄水場等）	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事		<p>文言追加</p>
工種区分	工 種 内 容																											
水道工事	(1)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事																										
	(2)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事																										
	(4)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事																										
構造物工事（浄水場等）	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事																											
工種区分	工種内容																											
水道工事	(1)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事																										
	(2)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事																										
	(4)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事																										
構造物工事（浄水場等）	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事																											

現行 積算要領(R4.5)	改訂後 積算要領(R5.10)	備考																																																																												
	<p>2 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算は、水道事業実務必携第一編第1章第2節 工事費の積算による。</p> <p>なお、算定に用いる係数は別表第三による</p> <p>【別表第三】 第1表 各工種の係数</p> <table border="1" data-bbox="1418 598 2528 867"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="6">係数A</th> <th rowspan="2">係数 a</th> </tr> <tr> <th>一般交通 影響無し</th> <th>大都市</th> <th>一般交通 影響有(1)</th> <th>一般交通 影響有(2)</th> <th>市街地 (DID 補正)</th> <th>山間僻地 及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道工事(1)</td> <td>103.2</td> <td>133.3</td> <td>119.9</td> <td>116.7</td> <td>116.7</td> <td>112.6</td> <td>0.5192</td> </tr> <tr> <td>水道工事(2)・(4)</td> <td>282.4</td> <td>333.1</td> <td>306.7</td> <td>308.7</td> <td>308.7</td> <td>276.7</td> <td>1.1316</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>366.6</td> <td>-</td> <td>422.5</td> <td>412.8</td> <td>412.8</td> <td>395.6</td> <td>2.7078</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1418 911 2528 1180"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="6">係数B</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>一般交通 影響無し</th> <th>大都市</th> <th>一般交通 影響有(1)</th> <th>一般交通 影響有(2)</th> <th>市街地 (DID 補正)</th> <th>山間僻地 及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道工事(1)</td> <td>-0.0941</td> <td>-0.0975</td> <td>-0.0966</td> <td>-0.0954</td> <td>-0.0954</td> <td>-0.0981</td> <td>0.3472</td> </tr> <tr> <td>水道工事(2)・(4)</td> <td>-0.1811</td> <td>-0.177</td> <td>-0.1781</td> <td>-0.1796</td> <td>-0.1796</td> <td>-0.1763</td> <td>0.3060</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>-0.1891</td> <td>-</td> <td>-0.1916</td> <td>-0.1904</td> <td>-0.1904</td> <td>-0.1932</td> <td>0.2589</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	係数A						係数 a	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島	水道工事(1)	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	0.5192	水道工事(2)・(4)	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	1.1316	構造物工事(浄水場等)	366.6	-	422.5	412.8	412.8	395.6	2.7078	工種区分	係数B						係数 b	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島	水道工事(1)	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.3472	水道工事(2)・(4)	-0.1811	-0.177	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	0.3060	構造物工事(浄水場等)	-0.1891	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	0.2589	<p>一時中止に伴う積算について文言追加</p>
工種区分	係数A						係数 a																																																																							
	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島																																																																								
水道工事(1)	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	0.5192																																																																							
水道工事(2)・(4)	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	1.1316																																																																							
構造物工事(浄水場等)	366.6	-	422.5	412.8	412.8	395.6	2.7078																																																																							
工種区分	係数B						係数 b																																																																							
	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島																																																																								
水道工事(1)	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.3472																																																																							
水道工事(2)・(4)	-0.1811	-0.177	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	0.3060																																																																							
構造物工事(浄水場等)	-0.1891	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	0.2589																																																																							